

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年5月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600708号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700016号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月15日は12万円、平成18年12月15日は16万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年12月15日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が所持する普通預金通帳、複数の同僚から提出された給与支給明細書(2005年12月分賞与及び2006年12月分賞与)、平成24年9月にA社から年金事務所に提出された請求者及び複数の同僚に係る支給控除項目一覧表(2005年第2回12月分賞与及び2006年第2回12月分賞与)(以下「賞与関連資料」という。)から判断すると、請求者は同社から当該期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

また、請求期間①に係る標準賞与額については、賞与関連資料から認められる厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが必要である。

請求期間②について、賞与関連資料から判断すると、請求者はA社から17万円の賞与が支払われ、標準賞与額16万5,000円に見合う厚生年金保険料が事業

主により賞与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、賞与関連資料から認められる厚生年金保険料控除額から、16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600714号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年11月1日から平成26年10月1日に訂正し、平成26年10月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成26年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成4年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年10月1日から同年11月1日まで

② 平成26年12月26日から同年12月31日まで

平成26年10月から同年12月までの3か月間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日を平成26年10月1日とし、標準報酬月額を15万円とする厚生年金保険被保険者資格取得届を保険料の徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月4日付けで年金事務所に提出しているところ、厚生年金保険被保険者資格取得届に添付されていた平成26年10月度勤務報告書により、請求者が当該期間に同社において勤務していたことが確認できる。

また、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除については、請求者が所持する給与明細書及び上述の平成26年10月度勤務報告書により、標準報酬月額17万

円に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上述の資格取得時に届出された標準報酬月額の15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、事業主は、平成26年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者が所持する給与明細書によれば、平成26年12月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第14条により、資格喪失の時期は、事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、A社の事業主は、平成29年2月10日付けで、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成26年12月26日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出しており、当該資格喪失届に添付されていた平成26年12月度勤務報告書によれば、請求者は、平成26年12月25日まで勤務していたことが確認できるものの、請求期間②における勤務実態は確認できない。

また、A社の事業主は、勤務報告書のほかに、請求者の勤務実態を確認する資料は保管していないと陳述している上、請求者のA社に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600368号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成21年8月31日は28万円、平成21年12月25日は29万4,000円、平成22年8月31日は28万円、平成22年12月25日は28万7,000円、平成23年8月31日は28万円、平成23年12月25日は30万円、平成24年8月31日は28万円、平成24年12月25日は29万4,000円、平成25年8月31日は30万円、平成25年12月25日は34万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年8月31日、平成21年12月25日、平成22年8月31日、平成22年12月25日、平成23年8月31日、平成23年12月25日、平成24年8月31日、平成24年12月25日、平成25年8月31日及び平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年8月31日、平成21年12月25日、平成22年8月31日、平成22年12月25日、平成23年8月31日、平成23年12月25日、平成24年8月31日、平成24年12月25日、平成25年8月31日及び平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成26年8月31日及び平成26年12月25日は、35万円に訂正することが必要である。

平成26年8月31日及び平成26年12月25日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年8月31日
② 平成21年12月25日
③ 平成22年8月31日

- ④ 平成 22 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 23 年 8 月 31 日
- ⑥ 平成 23 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成 24 年 8 月 31 日
- ⑧ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑨ 平成 25 年 8 月 31 日
- ⑩ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 26 年 8 月 31 日
- ⑫ 平成 26 年 12 月 25 日

A社から賞与が支給されていたが、請求期間①から⑫までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑩までについて、事業主から提出された請求者に係る平成 21 年分から平成 26 年分までの給与所得に対する源泉徴収簿及び賞与に係る社会保険料の内訳書（以下「源泉徴収簿等」という。）から、請求者は、事業主から請求期間①は 28 万円、請求期間②は 30 万円、請求期間③は 28 万円、請求期間④は 30 万円、請求期間⑤は 28 万円、請求期間⑥は 30 万円、請求期間⑦は 28 万円、請求期間⑧及び⑨は 30 万円、請求期間⑩は 35 万円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、請求期間①は 28 万 6,000 円、請求期間②は 29 万 4,000 円、請求期間③は 28 万円、請求期間④は 28 万 7,000 円、請求期間⑤は 28 万 4,000 円、請求期間⑥は 30 万円、請求期間⑦は 28 万 7,000 円、請求期間⑧は 29 万 4,000 円、請求期間⑨は 30 万円、請求期間⑩は 34 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までに係る保険給付の計算の基礎となる標準賞与額については、事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿等から確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額により、請求期間①は 28 万円、請求期間②は 29 万 4,000 円、請求期間③は 28 万円、請求期間④は 28 万 7,000 円、請求期間⑤は 28 万円、請求期間⑥は 30 万円、請求期間⑦は 28 万円、請求期間⑧は 29 万 4,000 円、請求期間⑨は 30 万円、請求期間⑩は 34 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、また、厚生年金保険料についても納付していないと回答していることから、年金事務所は、請求者

の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑪及び⑫について、当該期間は、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

事業主から提出された源泉徴収簿等によると、請求者は、請求期間⑪及び⑫において事業主から 35 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていたことが確認できることから、請求期間⑪及び⑫に係る保険給付の計算の基礎となる標準賞与額を 35 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600694 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700021 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における標準賞与額を平成 25 年 12 月 25 日及び平成 26 年 8 月 31 日は、24 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 25 日及び平成 26 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 25 日及び平成 26 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における標準賞与額を平成 25 年 12 月 25 日及び平成 26 年 8 月 31 日は、24 万 5,000 円から 25 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 25 日及び平成 26 年 8 月 31 日の訂正後の標準賞与額 (上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額 (24 万 5,000 円) を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における標準賞与額を平成 26 年 12 月 25 日は、25 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 25 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 25 日
② 平成 26 年 8 月 31 日
③ 平成 26 年 12 月 25 日

A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず請求期間①から③までの標準賞与額の記録がないので、保険給付の計算の基礎

となる記録及び事実在即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、事業主から提出された請求者に係る平成 25 年分及び平成 26 年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに賞与に係る社会保険料の内訳書（以下「源泉徴収簿等」という。）から、請求者は、請求期間①及び②に、事業主から 25 万円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、24 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る保険給付の計算の基礎となる標準賞与額については、事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿等から確認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間①及び②は 24 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、また、厚生年金保険料についても納付していないと回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実在即した標準賞与額への訂正を求めている。

上述の事業主から提出された源泉徴収簿等により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から 25 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていたことが確認できることから、請求期間①及び②の標準賞与額を 25 万円とすることが必要である。

ただし、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額 24 万 5,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間③について、当該期間は、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

事業主から提出された源泉徴収簿等によると、請求者は、請求期間③において事業主から 25 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていたことが

確認できることから、請求期間③に係る保険給付の計算の基礎となる標準賞与額を 25 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600723号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700022号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年12月24日は11万6,000円、平成23年6月24日は12万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月24日
② 平成23年6月24日

請求期間①及び②にA社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、事業主から提出された平成22年賃金台帳及び請求者から提出された金融機関の普通貯金通帳の写しにより、請求者は、A社から標準賞与額11万8,000円に相当する賞与(11万8,500円)の支払を受け、標準賞与額11万6,000円に見合う厚生年金保険料(9,265円)を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により

確認できる厚生年金保険料控除額から 11 万 6,000 円とすることが必要である。

請求期間②について、事業主から提出された平成 23 年賃金台帳及び請求者から提出された金融機関の普通貯金通帳の写しにより、請求者は、A社から標準賞与額 12 万 3,000 円に相当する賞与（12 万 3,500 円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（9,876 円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600724号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月

A社B製作所で期間契約社員として勤務していた期間に賞与の支給があったにもかかわらず、年金記録には標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された期間契約社員に係る就業規則において、賞与の支給規定は記載されておらず、同社は、請求期間当時、期間契約社員には賞与を支給していなかった旨回答している。

また、請求者と同様にA社B製作所で期間契約社員として勤務していたとする複数の同僚についても、賞与は支給されていなかった旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与明細書、預金通帳等の資料を所持していない上、C市から提出された給与支払報告書(平成19年度分)からは、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、D健康保険組合から提出された組合員台帳によれば、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600677号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月から昭和46年3月まで

年金記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和46年3月1日となっているが、私は、昭和41年9月に同社のC支部に営業職員として入社していた。請求期間の全てにおいて営業職員だったわけではないが、営業職員として勤務していた期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。

平成14年*月になって年金受給の手続のために社会保険事務所(当時)へ行った際、昭和41年9月からの3か月が1件と、期間は不明であるものの、2か月が1件、3か月が数件の企業名の入っていない年金記録が記載されている用紙を見せてもらったことを覚えている。その際、「Dという氏名で記載されている記録が1件あるが、生年月日と同じだからあなたの記録で間違いないと思う。」と言われたことも覚えている。私は、これらの年金記録は全てA社のものであることを伝えたものの、平成20年3月に届いた年金のお知らせには、これらの年金記録が消されていることに気付いた。

請求期間に係る紙台帳を調べて消された年金記録を見付け出し、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録等によると、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間は在籍していたことが確認できるものの、同社は、昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは試用期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、上述の人事記録等における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年

月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、B社は、当該記録は同社で保管する原簿を基に作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が主張する誤って記録されていた氏名（D）での年金記録も確認できない旨回答している。

さらに、E健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記録について、被保険者情報の保存期間が資格喪失後3年のため、保存期間経過により記録を確認することができない旨回答している。

加えて、請求者が記憶するA社の同僚3名のうち、2名（最初の紹介者である同僚及び次の紹介者である母親）については、オンライン記録によると、既に亡くなっていることが確認でき、残る1名（事務担当者）に対しては、請求者は照会を行う必要はない旨陳述していることから、同僚からは請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、日本年金機構が現在保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者に係る記録（整理番号134947番から231920番まで）を確認したものの、氏名（請求者が主張する誤った氏名を含む。）及び生年月日が請求者と同一の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

なお、請求者は、平成14年*月に年金受給の手続のために社会保険事務所へ行った際に確認できた請求期間に係るA社の年金記録は、年金受給の手続後に消された旨陳述している。しかし、オンライン記録によると、請求者が年金受給の手続のために社会保険事務所へ行ったとする平成14年*月直後の平成14年*月に請求者の請求期間後の同社に係る複数の年金記録（昭和46年3月及び同年4月の2か月間、昭和47年6月から同年8月までの3か月間）を、基礎年金番号（平成9年4月に付番された制度共通の記号番号）で管理されていた年金記録に統合する事務処理が行われていることが確認できる。このことを踏まえると、請求者が記憶する平成14年*月に社会保険事務所を確認した年金記録は、上述の基礎年金番号に統合された請求期間後の同社に係る年金記録であった可能性がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間のうち、上述の人事記録等により在籍が確認できない昭和45年12月22日以前の期間に係る勤務実態及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。